

令和5年度 第2回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

1 日 時

2023（令和5）年12月18日（月） 15:00～17:30

2 場 所

ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ Room B

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-3-5 赤坂スターゲートプラザ B1 階

3 次 第

- (1) 開会
- (2) 林野庁挨拶
- (3) 議 事
 - ① 国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の掲示について
 - ② 国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について
 - ③ クリーンウッド・ナビの掲載内容の見直しについて
 - ④ 現地視察について
 - ⑤ 改正クリーンウッド法に関する政令の概要について
- (4) 主催者挨拶
- (5) 閉会

令和5年度 第2回
合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会
資料一覧

資料番号	資料名
資料1	国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の掲示について
資料2-1	国産材原木の合法性確認に係るチェックリストの作成について
資料2-2	クリーンウッド法における国産材原木の合法性確認手順フローチャート
資料2-3	国産材原木の合法性の確認のためのチェックリスト
資料3	クリーンウッド・ナビの掲載内容の見直し
資料4-1	現地視察の結果概要について
資料4-2	令和5年度 合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 現地視察概要
資料5	改正クリーンウッド法に関する政令（原材料情報政令及び施行 期日政令）の概要
参考資料1	第2回専門委員会参加者名簿
参考資料2	リスク評価関連情報提供サイトのリスト（令和33年度「生産 国リスク情報活用に向けた調査」報告書の抜粋）
参考資料3	国産材原木の合法性の確認のためのチェックリスト（前回資料）
参考資料4	令和5年度第1回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委 員会 議事概要

2023 年 12 月 18 日
専門委員会（第 2 回）配布資料

国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の揭示について

【概要】（企画書より）

○国が提供すべき国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の提示

林野庁の情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている国内外の合法性確認に関する事業者向けの情報の他に、違法伐採問題に関する情報（リスクの事例）、国内外の違法伐採対策に関連する法制度の改正・変更等の情報について、どのような内容の情報を提供すべきか等の助言を行う。

具体的には、過年度事業で作成された「リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト」（次ページの表 1）をもとに、これに追加・アップデートすべき情報等について専門委員会で検討し助言を得る。この結果を整理し、クリーンウッド・ナビに掲載することで、木材関連事業者が行う合法性確認に有益な情報源を提供することができる。

また、現在クリーンウッド・ナビに掲載されている「国別情報」で補足すべき情報、国内の違法伐採問題に関する情報等について専門委員会で情報提供、検討する。

【「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」の概要】

このリストは、令和 3 年度林野庁委託事業「生産国リスク情報活用に向けた調査」のなかで作成されたものである。

調達する木材等について違法伐採リスクを評価し、合法性確認（デュー・デリジェンス）を行う際には、国が提供するクリーンウッド・ナビのほか、統計情報や国際機関、NGO 等の調査結果を参照することによって効果的・効率的なリスク評価が可能になる。このため、デュー・デリジェンスの際のリスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化を行った。リストには、国内外の 10 のウェブサイトが掲載されている。

（「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」全文は参考資料を参照。）

表 1 クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きのチェックリスト項目と参考となる情報提供サイト

チェックリスト	項目	確認したい事項	1 ティンバーレックス	2 森林ガバナンスと合法性	3 ソーシング・ハブ	4 FSCリスクリスク評価プラットフォーム	5 違法森林減少と関連取引リスク	6 オープン・ティンバー・ポータル	7 グローバル・フォレスト・ウォッチ	8 腐敗認識指数	9 IUCN絶滅危惧種レッドリスト	10 フェアウッド・パートナーズ
2	2(1)	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の取得の有無	○	○	○	○		○				
	2(5)	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係			○							
	4(1)a	伐採国の汚職・腐敗が行われている可能性					○			○		
	4(1)b	違法伐採対策に関する法令の整備状況	○	○	○							
	4(2)	伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無		○	○	○	○					○
	5(3)a	当該の樹種が、記載された伐採国又は地域に分布するものかどうか				○	○				○	
	5(3)b	伐採国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種が含まれていないか	○		○	○	○					
	5(6)	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種が含まれていないか		○	○		○					○
3	3(1)	伐採地に関するヒアリングや訪問調査の結果			○							
	3(2)	伐採地の衛星データ						○	○			

【リストに掲載されたサイトの概要について】（報告書より抜粋）

1) ティンバーレックス (TimberLex)

【情報サイトの概要】

ティンバーレックスは国際食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO) が運営するデータベースサイトで、日本政府（農林水産省）の資金拠出によって作成されたものです。世界 50 か国の森林経営、木材生産、貿易に関する法律や政策、国際条約を含む包括的な国別の法令情報が参照できます。

【掲載されている情報の概要】

主要な木材貿易国の法令の概要は、FAO が策定した木材の合法性に関する指針となる法的要素 (Guiding Legal Elements : GLEs) に基づいて構成されており、木材流通の各段階を把握するための 4 項目に分類されています：(1) 土地所有権と森林経営、(2) 木材の伐採活動、(3) 加工・輸送・貿易、(4) 税金と手数料。GLEs は木材の合法性に関する各分野の法的文書の一覧として、各国の適用法令の概要と関連する国内法の抜粋、または原文を提供しています。また、GLEs を検索項目として使用することで、異なる国の法令を比較することも可能です。

2) 森林ガバナンスと合法性 (Forest Governance and Legality)

【情報サイトの概要】

英国王立国際問題研究所 (チャタムハウス) が運営している情報サイトで、2000 年代から運営されていた違法伐採関連の総合情報ポータルサイト「IllegalLogging.info」の後継サイトです。チャタムハウスは 1920 年に設立された独立系民間シンクタンクであり、国際問題に関する研究の組織、情報の交換などを主目的に幅広い活動を続けています¹。

【掲載されている情報の概要】

木材の生産国 (伐採国)、消費国に関する 19 か国の国別情報ページがあり、チャタムハウス独自の調査手法に基づく各国の森林政策・ガバナンス (法的・制度的枠組、法執行) の評価や森林資源の減少状況、木材・木材製品の合法・違法輸出に関するリスク評価が掲載されています。一部の国については、丸太、製材、単板、合板など品目ごとのリスク評価も示されています。

1

<https://kotobank.jp/word/%E7%8E%8B%E7%AB%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E5%95%8F%E9%A1%8C%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80-38926>

3) ソーシング・ハブ (Sourcing Hub)

【情報サイトの概要】

森林減少の主要因とされる木材、牛肉、大豆、パーム油といった商品作物に関する包括的なリスク情報を紹介するサイトです。EUTRにおける監視団体 (Monitoring Organization) の一つで認証機関でもある Preferred by Nature (前 NEPCo、以下「PbN」という。)が運営しています。

【掲載されている情報の概要】

PbNは木材に関して67か国を対象にEUTRの適用法令やデュー・デリジェンスの基準に基づいた独自の手法により、木材合法性リスクアセスメント (Timber Legality Risk Assessment) を実施しています。その結果概要が国別ページに整理されています。リスクは定量的に評価されており、また確認されたリスクに関して当該国の状況を踏まえた緩和措置も提供しています。

4) FSC リスク評価プラットフォーム (FSC Risk Assessment Platform)

【情報サイトの概要】

国際的な森林認証制度の一つ、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) が提供しているリスク評価に関する情報プラットフォームです。FSC 認証制度の規格の一つ「FSC 管理木材の調達に関する要求事項 (FSC-STD-40-005)」を適用する際に参照するサイトとして設けられ、リスク評価書に含まれるリスクの説明と対応についての要約を見ることができます。リスク評価書はFSC ドキュメントセンターから入手できます。これらの世界60か国のリスク評価情報は、同認証取得の有無にかかわらず各国のリスク情報の確認に活用可能です。

【掲載されている情報の概要】

FSCでは、取扱いを許容できない供給源として、管理木材カテゴリーと呼ばれる以下の5基準33指標が設けられており、サイトには、各国における各指標に関するリスク評価結果が掲載されています。

- 1) 違法に伐採された木材
- 2) 伝統的権利及び人権を侵害して伐採された木材
- 3) 管理活動により高い保護価値(High Conservation Value : HCV)が脅かされている森林からの木材
- 4) 人工林または森林以外の土地利用に転換されている森林からの木材
- 5) 遺伝子組換え樹木が植えられている森林からの木材

5) 違法森林減少と関連取引リスク (Illegal Deforestation and Associated Trade (IDAT) Risk)

【情報サイトの概要】

米国に拠点を置く NGO フォレスト・トレンド (Forest Trends) が運営するサイトです。フォレスト・トレンドの活動分野は森林、気候、地域コミュニティ、水、生物多様性、投資、農業など多岐に渡りますが、違法伐採関連では、EU と中国との自主的二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement : VPA) に関する対話に関与するなど、各国政府との連携した政策形成にも寄与しています。

違法な森林減少及び関連する取引について、木材・木材製品のみならず、森林減少リスクを伴う農産物を対象にして、国ごとにまとめられたリスク情報、211 の国・地域を対象とした違法伐採と関連取引リスクデータツール、及び調査報告書等を提供しています。

【掲載されている情報の概要】

木材・木材製品を調達する際の、国別のリスク評価の初期段階を円滑にするために設計されたツールとして、以下の 3 つが提供されています。21 か国の木材の合法性に関する国別サマリーが提供されており、合法性に関するリスク、リスクの高い製品・樹種、輸出製品や貿易相手国の統計情報、解説などの項目でまとめられています。次に、世界の違法伐採と関連取引データツール (Illegal Logging and Associated Trade (ILAT) Risk Data Tool) では、211 の国・地域の木材取引データと主要なリスク指標に基づき、サプライチェーンに違法木材が入り込むリスクを確認できます。また、各国に関するフォレスト・トレンドの調査報告や森林セクターおよび違法森林減少に関するメディア情報等が紹介されています。

6) オープン・ティンバー・ポータル (Open Timber Portal)

【情報サイトの概要】

国際的なシンクタンク機関の 世界資源研究所 (World Resource Institute : WRI) が運営するサイトです。カメルーン共和国 (Republic of Cameroon)、中央アフリカ共和国 (Central African Republic : CAR)、コンゴ共和国 (Republic of Congo)、コンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo : DRC)、ガボンのアフリカ 5 か国に関する情報を提供しています。 日本語のページも提供されています。

【掲載されている情報の概要】

対象 5 か国の政府、森林経営・木材生産事業者、NGO、第三者森林監査機関がそれぞれ提供するデータが掲載されています。

7) グローバル・フォレスト・ウォッチ (Global Forest Watch)

【情報サイトの概要】

WRI が運営する世界の森林伐採状況や様々な土地利用情報のオンラインプラットフォームです。

【掲載されている情報の概要】

全世界の森林の 2000 年以降の森林減少、増加、森林火災など森林の変化について衛星データ等を活用した地理情報システム (GIS) に基づく分析結果を公表しています。また FOREST CHANGE (森林変化)、LAND COVER (土地被覆)、LAND USE (土地利用)、BIODIVERSITY (生物多様性) などのカテゴリーごとに複数のレイヤーが用意されており、森林の推移・変化を複合的に分析することができます。

8) 腐敗認識指数 (Corruption Perception Index)

【情報サイトの概要】

国際 NGO トランスペアレンシーインターナショナル (Transparency International) が運営・提供する情報サイトです。腐敗認識指数 (CPI) は、欧州委員会の EUTR に関するガイドンス文書²や、オーストラリア政府の木材輸入事業者に対する情報提供ページにおいてリスク評価のための有益な指標として示されており、ドイツやオーストラリアの業界団体のデュー・デリジェンスマニュアル等でも活用されています³。

【掲載されている情報の概要】

世界 180 か国・地域の公共部門の腐敗度合いについて、国際機関などが定期的に公表している 13 種類のデータに基づき評価しています。例えば、World Bank Country Policy and Institutional Assessment (世界銀行の国別政策・制度評価)、World Economic Forum Executive Opinion Survey (世界経済フォーラム経営者意識調査)、IMD World Competitiveness Center World Competitiveness Yearbook Executive Opinion Survey (IMD 世界競争力センター世界競争力年鑑経営者意見調査) などを指標として活用しており、各評価手法や参照データも公表されています。評価結果 (CPI スコア) は 0 (非常に腐敗している) から 100 (非常にクリーン) の範囲で示されています。

² [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C\(2016\)755_0/de00000000356129?rendition=false](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C(2016)755_0/de00000000356129?rendition=false)

³ 平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 追加的措置の先進事例収集事業報告書< <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>>

令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業報告書オーストラリア<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_7.pdf>

CPI スコアは、その国における違法伐採の有無を直接的に示しているわけではありませんが、合法性証明書や伐採許可証等、政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性を推し量ることに活用できます。

9) IUCN 絶滅危惧種レッドリスト (Red List of Threatened Species)

【情報サイトの概要】

国際 NGO 国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources : IUCN) が運営・提供する情報サイトです。

【掲載されている情報の概要】

木材の樹種を含む 41,000 種を超える動植物等に関して絶滅危惧の有無について評価結果を紹介しています。そのほか、当該種の分布域や資源量の増減傾向、生態、脅威、用途・流通などに関する情報も記載されています。

10) フェアウッド・パートナーズ

【情報サイトの概要と掲載されている情報の概要】

国際環境 NGO FoE Japan と地球・人間環境フォーラムが共同で運営するフェアウッド・パートナーズが提供する情報サイトです。「森林の見える木材ガイド」では、既存の樹種特性情報に独自の環境視点の指標を加え、樹種ごとにレーダーチャートで評価結果を紹介しています。

「クリーンウッド法に対応する木材デュー・デリジェンスのための実践情報」では、合法性確認のための木材デュー・デリジェンスのステップである「情報収集」、「リスク評価」、「リスク緩和措置」の 3 つを紹介しています。また国別リスク情報では、中国、マレーシア・サラワク州、ルーマニア、ベトナム、インドネシアといったリスクが高いとされる生産国、かつ日本市場とのつながりの深い生産国を取り上げ、伐採に関する概要を紹介しています。

「令和5年度木材需要の創出・輸出強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供に係る企画書」

事業実施内容



「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

新設

(一社) 全国林業改良普及協会

「令和5年度木材需要の創出・輸出強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供に係る企画書」

事業実施内容

「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

合法伐採木材等に関する情報：調査事業の成果等

令和5（2023）年度に実施した調査

- ① 専門委員会の設置・運営（実施中）
クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の実効性の向上を図るため、合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会を設置しました。

第1回専門委員会（令和5年9月26日開催）

- 配布資料(PDF: 6,706KB)
- 参考1 専門委員会名簿(PDF: 99KB)
- 参考2 クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き(PDF: 4,552KB)
- 議事概要(PDF: 246KB)

令和4（2022）年度に実施した調査

(一社) 全国林業改良普及協会

事業実施内容

「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

国別情報 (調査年は国によって異なります。)

合法伐採木材等に関する情報：英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）
(2023年4月1日：新設)

注 国別情報については、次の報告の成果等を、参考情報として掲載しています。

- 令和5年（予定30）年度「クリーンウッド」利用促進事業の中間報告書の公表（令和5年3月）
(PDF: 9,552KB) [▶](#)
- 令和3年度林野庁等が事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国別リスク情報活用に向けた調査（令和5年3月）
(PDF: 7,048KB) [▶](#)

注 リスク情報に関する事例等についてはこちら(PDF: 23,379KB) [▶](#)

1. 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用

1) 合法伐採木材に関連する法令

英国は、EUとの離脱協定に基づき2020年1月31日にEUを離脱しました。EU離脱に伴って、EU木材規則 (EU Timber Regulation: EUTR) は、英国では適用されなくなり、離脱に伴って新たに改正されたUK木材規則 (UK Timber Regulation: UKTR) が2021年1月1日から適用されています。ただし、EU（離脱）法及び北アイルランド協定を定めた北アイルランドに関しては、移行期間終了以後もEUTRが適用されています。

(1) 離脱後の合法性確保

EUTRは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの行政区域（以下、カントリー）を構成されます。イングランド以外の3つのカントリーには地域議会が創設され、買収者地方制度が部分的に採用されています。森林管理と採集に関する規制は非常に複雑で、全体的に「EUTRを代替して適用可能な森林管理の制度には、1998年に策定された（2021年6月に修正された）法令（UK Forestry Standard: UKFS）」があります。UKFSは、森林管理や環境に関する国際的合意を反映させ、イギリス国内のすべての森林に適用される持続可能な森林管理のための法的要件とガイダンスを提供し、モニタリングと報告について規定します。

EU、ドイツ、イギリス、アメリカ、オーストラリア、オーストラリア、カナダの7カ国の更新・拡充

(一社) 全国林業改良普及協会

事業実施内容

「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

新設

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

「クリーンウッド・ナビ」の問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

合法性の確認方法、手順、事例などのナビゲーション

合法伐採木材等に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

注目情報

クリーンウッド法の改正を案内しました。 [▶](#)

パノラマ映像：クリーンウッド法改正 [▶](#)

調査結果「専門家委員会が調査・調査」の調査結果を掲載しました。 [▶](#)

木材関連事業者の登録一覧を10月31日現在に更新しました。 [▶](#)

国別情報のカナダ、カナダ、英国、欧州連合、ドイツ、オーストラリアを更新しました。 [▶](#)

このままでは注目情報

クリーンウッド法等の制度について知りたい方はこちら [▶](#)

国内外の合法性確認に必要な情報について知りたい方はこちら [▶](#)

木材関連事業者の登録をお考えの方はこちら [▶](#)

登録木材関連事業者を確認したい方はこちら [▶](#)

改善前

合法伐採木材等に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

注目情報

木材関連事業者の登録一覧（令和2年5月31日時点）を掲載しました。 [▶](#)

合法性の確認方法、手順、事例などについて知りたい方はこちら [▶](#)

合法性確認の取組 [▶](#)

合法性確認の手引 [▶](#)

各国の合法性確認に活用できる情報 [▶](#)

リスク評価に関する情報 [▶](#)

合法性確認の促進事例 [▶](#)

木材の合法性の確認に関する法律等について知りたい方はこちら [▶](#)

国内外の合法性確認に必要な情報について知りたい方はこちら [▶](#)

木材関連事業者の登録をお考えの方はこちら [▶](#)

登録木材関連事業者を確認したい方はこちら [▶](#)

改善後

(一社) 全国林業改良普及協会

事業実施内容

「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

現時点、検討中

合法伐採木材に関する情報：ミャンマー

ミャンマー (2021年4月1日全面更新)

注：国別情報については、令和5年度産出量の成果等を参考情報として掲載しています。

1. 木材等の生産及び流通の状況

1.1 森林資源の概況

ミャンマーは、国土面積6,825万haのうち、森林面積が2,656万ha(2015年時点)であり、森林が国土のおよそ40%を占めています。ミャンマーの森林は、用途によって、国営に帰属していると定められています。

1.2 木材生産と流通

木材生産は、森林局が管理する国有林として分類された森林で、天然資源環境保全等と森林局の指示の下で、ミャンマー木材会社によって実施されます。ミャンマーでは過剰な木材生産が、森林減少や劣化の要因の1つとして挙げられています。このため、ミャンマー政府は、2014年に原木の輸出を禁止し、2016年から2017年の1年間は、全国での木材伐採を禁止しました。また、チークの特定地域である「コ山路」では2016年から2025年の10年間の木材の伐採禁止措置がとられています。さらに、2017年以降、森林局が定める年間産出総量(AAC)に対して、産出の伐採許可産量はチークでAACの95%以下、チーク以外の広葉樹は33%以下に設定するようになりました。こうした、伐採量の抑制を受け、ミャンマー国内の木材加工施設等の木材加工の量は、一部単体生産を除いて、2014年以降は減少傾向がみられます。

1.3 木材の輸出

輸出においても、ミャンマーでは、持続的な森林管理に基づいて生産された木材の輸出を禁止しています。このため、土地利用転換や採収された違法伐採木材は輸出することはできません。また、種木以外からの木材の輸出も禁止されています。ミャンマーの主要な木材輸出先はインド、中国、タイで、チークや他の樹種の広葉樹の輸出が中心です。日本の、ミャンマーからの木材及び木材関連製品の輸入は、9.6億円(2019年)で、木材及び木材関連製品の輸入額の全体の1%以下です。なお、ミャンマーからの木材及び木材関連製品の輸入は、木材及び木材の産品、木材リンプ等及び古紙、木炭及び薪材等です。特に木材リンプ等及び古紙については、2010年以降、増加傾向にあります。

ミャンマーで生産される木材のうち、ワシントン条約の付属書2に規制される保護対象となっている樹種は、ローズウッド(黄檀)(Dalbergia 属)、マラッカジコウ(Aquilaria p. siccensis)、ヒマラヤイチイ(Taxus wallichiana)、インドジャポク(Rauvolfia serpentina)です。なお、ミャンマーから輸出される木材は、ヤンゴン港の中の3つの港 (Myanmar Industrial Port, Asian World Container Port, ミャンマー工業港(ミナル)) からしか輸出できません。このため、種別の木材輸出は違法となります。

2. 合法伐採木材に関する法令等及びその運用

2.1 合法的な伐採から輸出までの手続き

ミャンマーでの木材の伐採から流通、加工までの手続きは、以下のミャンマーの木材伐採から輸出までの流れのとおりです。

既存の国別情報の各ページにおいて、統一した項目名で再構成を行う。

表示させる項目(案)

- ・木材等の生産及び流通の状況
- ・合法伐採木材に関連する法令等及びその運用
- ・リスク低減の取組
- ・その他木材等の適正な流通の確保に関する情報
- ・合法性の確認に活用できる書類の事例
- ・関係行政機関
- ・委託・補助事業の成果

(一社) 全国林業改良普及協会

事業実施内容

「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧

下記の登録一覧(PDF)をダウンロードいただけます。
[木材関連事業者の登録一覧\(2023年10月31日現在\)\(PDF: 659KB\)](#)

注：同一の事業者が、複数の部門や対象とする木材等の種類、工事現場単位、プロジェクト単位で複数の登録をしている場合があります。

注：このページはインターネットエクスプローラーには対応していません。

検索キーワードを入力ください

登録実施機関：
 公益財団法人日本合板検査会 公益財団法人日本住宅・木材技術センター 一般財団法人日本カス機器検査協会
 一般社団法人日本森林技術協会 一般財団法人建材試験センター 一般社団法人北海道産物検査会

登録木材関連事業者の登録の区分：
 第一種を含む 第二種を含む 第一種のみ 第二種のみ 第一種、第二種

入力された検索キーワードに一致した登録情報が表示されます。また、登録情報内で一致した文言はハイライト表示されます。
 なお、複数キーワードで検索の場合はキーワードごとにスペースで区切ってください。

検索結果：653件

注：下記表「登録番号」については、「登録実施機関名 - CLW - 事業の別 登録実施機関ごとの登録番号」で構成されています。「事業の別」は都合上アラビア数字で記載しておりますが、正しい表記はPDFに記載のとおり、ローマ数字となります。

2023年10月31日現在

初回登録日	登録番号	登録木材関連事業者名	住所	登録木材関連事業者の登録の区分	事業内容	部門、事業内容等	木材等の種類	登録更新日
					第1種 木材建材事業本部：東京都千代田区大手町1丁目3番2号 検査関連業務			
					第2種 木材建材事業本部：東京都千代田区大手町1丁目3番2号 検査関連業務 木材建材事業本部住宅・建設資材事業部／東京営業部： 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 木材建材事業本部御向支店： 静岡県静岡市東区御向町11-30 エス・エス・エス			

(一社) 全国林業改良普及協会

事業実施内容

II 「クリーンウッド・ナビ」の更新情報に関する追加コンテンツの整備及び掲載済み「国別情報」の見直し

- ① 終了した事業報告書の掲載
- ② 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- ③ (国別情報) 事業者が合法性確認を行う上で有益となる情報に特化したページの作成
- ④ (国別情報) 詳細な情報を掲載したページの再構成
- ⑤ 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

III 「クリーンウッド・ナビ」掲載情報に関する問い合わせ対応

- ⑥ 問い合わせ窓口の開設



改善前



改善後

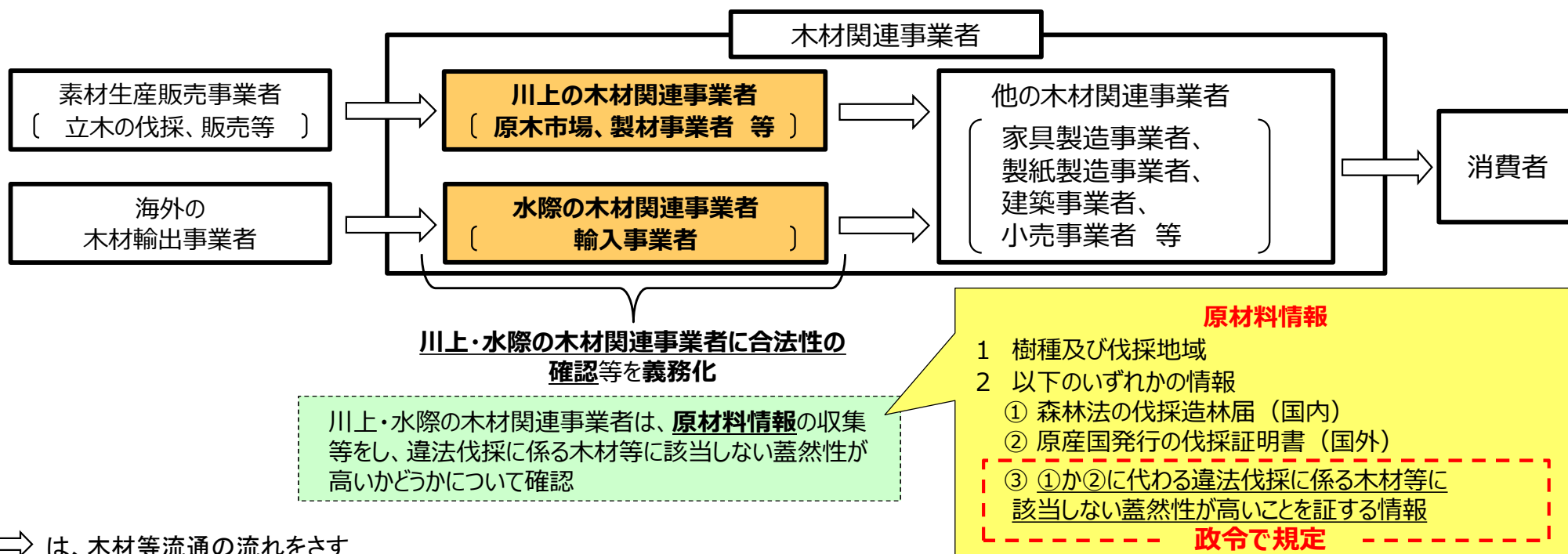


(一社) 全国林業改良普及協会

【政令の内容】

- 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（原材料情報政令）
 - (1) 国内材においては、森林法の伐採造林届に代わる情報として、森林経営計画書の写し、保安林伐採許可書の写し、国有林を伐採したことを国により証明された書類の写し 等
 - (2) 国外材においては、原産国発行の伐採証明書に代わる情報として、原産国の政府機関に準ずるもの（州政府等）や輸出国が発行した証明書の写し、原産国政府等に提出された届出書の写し 等
 - (3) (1) 及び (2) のほか、地方公共団体や主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者により合法性が確認されたと認証したことを示す情報（例：県産材証明や森林認証（FSC認証）等）
- 2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（施行期日政令）
 クリーンウッド法の一部を改正する法律の施行期日を令和7年4月1日に定める

【原材料情報政令の位置付け】



令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

第2回専門委員会出席者名簿

2023年12月

(敬称略、順不同)

(氏名) (所属・役職)

<委員>

立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
藤掛 一郎	宮崎大学農学部森林緑地環境科 教授
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授 (欠席)
山ノ下麻木乃	地球環境戦略研究機関 ジョイント・プログラムディレクター
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長
池田 直弥	日本林業経営者協会 専務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)

<オブザーバー>

有山 隆史	林野庁林政部木材利用課 監査官
長谷川 渉	林野庁林政部木材利用課 企画調整係長
菊地 暁	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用企画係長
大門 誠	林野庁林政部木材利用課 行政専門員

<事務局等>

安永 正治	全国木材組合連合会 常務理事
加藤 正彦	” 企画部長
下堂 健次	” 企画部参与
西井 由美香	FOODBOX マネージャー
鮫島 弘光	地球環境戦略研究機関 主任研究員
仮家 晋一郎	全国林業改良普及協会編集制作部次長
安藤 麻菜	全国林業改良普及協会編集制作部主任

リスク評価関連情報提供サイトのリスト

目次

リスク評価関連情報提供サイトのリストの概要	1
1) ティンバーレックス (TimberLex)	3
2) 森林ガバナンスと合法性 (Forest Governance and Legality)	4
3) ソーシング・ハブ (Sourcing Hub)	7
4) FSC リスク評価プラットフォーム (FSC Risk Assessment Platform)	10
5) 違法森林減少と関連取引リスク (Illegal Deforestation and Associated Trade (IDAT) Risk)	12
6) オープン・ティンバー・ポータル (Open Timber Portal)	14
7) グローバル・フォレスト・ウォッチ (Global Forest Watch)	16
8) 腐敗認識指数 (Corruption Perception Index)	17
9) IUCN 絶滅危惧種レッドリスト (Red List of Threatened Species)	18
10) フェアウッド・パートナーズ	19

リスク評価関連情報提供サイトのリストの概要

クリーンウッド法に基づく第一種木材関連事業（うち、丸太の譲受け、委託販売、木材等の輸入）における合法性確認では、以下の書類の内容確認にあたり、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報を踏まえることが求められています¹。

イ) 丸太又は輸入した木材等について、次に掲げる事項が記載された書類（納品書、通関書類など）

- (1) 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- (2) 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- (3) 重量、面積、体積又は数量
- (4) 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

ロ) イ) の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

また上記による合法性の確認ができなかった場合、それ以外の我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報を収集し、法令等情報その他必要な情報を踏まえ、その内容を確認することが求められています²。

本リストでは、これらのその他必要な情報として、違法伐採や各国のリスク等の合法性確認に資する情報の提供サイトと、各サイトが提供する情報の確認方法を例示します。表1では、情報提供サイトの一覧と、それらのサイトが「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」のチェックリスト2及びチェックリスト3のどの項目を確認する際に特に参考になるかをまとめています。

【免責事項】

本リストでは、木材調達時のリスク検討に当たって活用可能な資料を掲載しています。なお、掲載している資料には、実務で任意に使用されているものも含まれますが、正確性を担保するものではありません。また、これらのサイトに掲載された情報、評価結果等はそれぞれ背景や目的が異なる場合もあり、必ずしも我が国の事業者による木材調達に着目したものではないことから、それらの資料のみに依拠するのではなく、事業者固有の状況に応じた検討が必要になることも留意が必要です。本リストで紹介するサイト以外にも、様々な情報や資料が公開されており、必要に応じてそれらも参照することができます。

¹ 判断基準省令第2条第1号

² 判断基準省令第3条第1号

表1 クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きのチェックリスト項目と参考となる情報提供サイト

チェックリスト	項目	確認したい事項	1 ティンバーレックス	2 森林ガバナンスと合法性	3 ソーシング・ハブ	4 FSCリスク評価プラットフォーム	5 違法森林減少と関連取引リスク	6 オープン・ティンバー・ポータル	7 グローバル・フォレスト・ウォッチ	8 腐敗認識指数	9 IUCN 絶滅危惧種レッドリスト	10 フェアウッド・パートナーズ
2	2(1)	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の取得の有無	○	○	○	○		○				
	2(5)	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係			○							
	4(1)a	伐採国の汚職・腐敗が行われている可能性					○			○		
	4(1)b	違法伐採対策に関する法令の整備状況	○	○	○							
	4(2)	伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無		○	○	○	○					○
	5(3)a	当該の樹種が、記載された伐採国又は地域に分布するものかどうか				○	○				○	
	5(3)b	伐採国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種が含まれていないか	○		○	○	○					
	5(6)	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種が含まれていないか		○	○		○					○
3	3(1)	伐採地に関するヒアリングや訪問調査の結果			○							
	3(2)	伐採地の衛星データ						○	○			

1) ティンバーレックス (TimberLex)

【情報サイトの概要】

ティンバーレックスは国際食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO) が運営するデータベースサイトで、日本政府 (農林水産省) の資金拠出によって作成されたものです。世界 50 か国の森林経営、木材生産、貿易に関する法律や政策、国際条約を含む包括的な国別の法令情報が参照できます。

【掲載されている情報の概要】

主要な木材貿易国の法令の概要は、FAO が策定した木材の合法性に関する指針となる法的要素 (Guiding Legal Elements : GLEs) に基づいて構成されており、木材流通の各段階を把握するための 4 項目に分類されています：(1) 土地所有権と森林経営、(2) 木材の伐採活動、(3) 加工・輸送・貿易、(4) 税金と手数料。GLEs は木材の合法性に関する各分野の法的文書の一覧として、各国の適用法令の概要と関連する国内法の抜粋、または原文を提供しています。また、GLEs を検索項目として使用することで、異なる国の法令を比較することも可能です。また、一部の国については、伐採に際して公的機関等から発行される書類のサンプルが掲載されています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	http://34.149.51.237/ 
共通	<p>➔ トップページから画面左側の Country profile から参照する国を選択すると、「Full Country Profile (国概況)」、「Relevant Legal Framework (関連法制度)」、「Additional documents (追加資料)」と表示され、EU 木材規則 (EU Timber Regulation : EUTR) を踏まえて 4 つに分類された合法性確認に資する情報が表示される。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ Land Tenure and Forest management (土地所有権と森林経営)➤ Timber harvesting activities (木材の伐採施業)➤ Processing, transport and trade (加工・輸送・貿易)➤ Taxes and fees (税金と手数料) <p>➔ 各分類を選択すると、左側にグレーの文字で目次のような形式で詳細な項目が表示される。確認したい項目を選択すると右側に適用法令の要約、国内法の抜粋及び全文 (原文) が表示される。</p>

<p>チェックリスト 2 2(1)</p>	<p>◎各国のページにおいて、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類様式やその書類が証明している事項に関する情報が確認できる。</p> <p>➔ 「Additional documents (追加資料)」から書類をダウンロードする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ダウンロードしたファイル内の各リストがリンクになっており、リンク先には伐採に係る書類の例が掲載されている（未掲載の国もある）。 ➤ 「Land Tenure and Forest management (土地所有権と森林経営)」の例： <ul style="list-style-type: none"> ◇ Forest management plans/work plans/operational plans (森林経営計画／作業計画／施業計画) ◇ Designation of forest areas where logging is restricted (伐採制限のある森林区域の指定) ◇ Concession licenses (コンセッションライセンス) ➤ 「Timber harvesting activities (木材の伐採施業)」の例： <ul style="list-style-type: none"> ◇ Harvesting (伐採) ◇ Rights attached to logging authorisations and post-harvest requirements (伐採許可と伐採後の要求に付随する権利) ◇ Identification and/or protection of environmental and social values affected by harvesting (伐採の影響を受ける環境・社会的価値の特定と保護)
<p>4(1)b</p>	<p>◎違法伐採対策の法令に関する情報が確認できる。</p> <p>➔ 「Processing, transport and trade (加工・輸送・貿易)」において、違法伐採由来の木材の輸入に関する規制が確認できる。</p>
<p>5(3)b</p>	<p>◎伐採国又は地域における保護樹種または禁伐種等に関する情報が確認できる。</p> <p>➔ 「Timber harvesting activities (木材の伐採施業)」には「Protection of wildlife and biodiversity (野生動物と生物多様性の保護)」などの項目がある。</p>

2) 森林ガバナンスと合法性 (Forest Governance and Legality)

【情報サイトの概要】

英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）が運営している情報サイトで、2000年代から運営されていた違法伐採関連の総合情報ポータルサイト「IllegalLogging.info」の後継サイトです。チャタムハウスは1920年に設立された独立系民間シンクタンクであり、国際問

題に関する研究の組織、情報の交換などを主目的に幅広い活動を続けています³。

【掲載されている情報の概要】

木材の生産国（伐採国）、消費国に関する 19 か国の国別情報ページがあり、チャタムハウス独自の調査手法に基づく各国の森林政策・ガバナンス（法的・制度的枠組、法執行）の評価や森林資源の減少状況、木材・木材製品の合法・違法輸出に関するリスク評価が掲載されています。一部の国については、丸太、製材、単板、合板など品目ごとのリスク評価も示されています。その他、各国における違法伐採等に関連する専門家の報告書も多数掲載されています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://forestgovernance.chathamhouse.org/ 
共通	<p>➔ トップページ上部にあるメニューから「Country Profiles（国概況）」を選択すると 19 の国名が表示され、確認したい国を選択する。</p>
チェックリスト 2	<p>◎資料には当該国内の法制度や執行状況などの説明があり、法令の名称や詳細の把握に参照できる。</p> <p>➔ 「Forest policy and governance（森林政策とガバナンス）」の「Download data」を選択すると詳細な資料を入手できる。</p>
4(1)b	<p>◎違法伐採対策に関する法令の整備状況等が確認できる。</p> <p>➔ 「Forest policy and governance（森林政策とガバナンス）」の大項目には以下の小項目がある。なお、国によって大項目、小項目の数が異なる（省略されている）場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Legal & Institutional Framework（法的・制度的枠組） ➤ Tenure & Resource Allocation（保有権と資源配分） ➤ Regulating Demand（需要の統制） ➤ Rule of Law（法の支配） <p>➔ 画面左側の「>」を選択すると、以下の詳細な指標に基づく評価が参照できる。</p>

3

<https://kotobank.jp/word/%E7%8E%8B%E7%AB%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E5%95%8F%E9%A1%8C%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80-38926>

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ Legal & Institutional Framework (法的・制度的枠組) <ul style="list-style-type: none"> ◇ High-level policy (高いレベルの政策) ◇ Legal & Institutional Framework (法的・制度的枠組) ◇ International engagement (国際的な取組) ➤ Tenure & Resource Allocation (保有権と資源配分) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Tenure & use rights (保有と利用の権利) ◇ Resource allocation procedures (資源配分手続き) ➤ Regulating Demand (需要の統制) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Legislation & regulations on illegally sourced timber (違法伐採木材に関する法律と規制) ◇ Policies & measures concerning demand for legal timber (合法木材の需要に関する政策と措置) ➤ Rule of Law (法の支配) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Timber tracking & chain of custody (木材追跡&管理の連鎖) ◇ Law enforcement (法施行)
4(2)	<p>◎伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無に関するリスクが確認できる。</p> <p>➔ 「Forest policy and governance (森林政策とガバナンス)」の大項目には以下の小項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Regulating Demand (需要の統制) <p>➔ 画面左側の「>」を選択すると、さらに以下の詳細な指標に基づく評価が参照できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Regulating Demand (需要の統制) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Legislation & regulations on illegally sourced timber (違法伐採木材に関する法律と規制) ◇ Policies & measures concerning demand for legal timber (合法木材の需要に関する政策と措置)
5(6)	<p>◎樹種を天然木と植林木とに大別した場合のリスク、および森林経営や保護・保全地域における禁伐種の伐採リスクなどが確認できる。</p> <p>➔ 「Legal and illegal exports (合法的／違法な輸出)」の大項目には以下の小項目があり、森林のタイプに分けて各種木材・木材製品 (Logs (丸太)、Sawnwood (製材) など) が表示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Likelihood of illegality (違法性を伴う可能性) <ul style="list-style-type: none"> ◇ From natural forest (天然林由来) ◇ From plantation (人工林由来) <p>➔ 各種木材・木材製品の左側の「>」を選択すると、さらに以下の詳細な指標に基づく評価が参照できる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ Logs（丸太）の例： <ul style="list-style-type: none"> ◇ Tenure and resource rights（保有権と資源に対する権利） ◇ Award of permits（許認可の授与） ◇ Forest management（森林経営） ◇ Revenue and finance（歳入・財政） ◇ Transport and trade（運輸・貿易）
--	--

3) ソーシング・ハブ（Sourcing Hub）

【情報サイトの概要】

森林減少の主要因とされる木材、牛肉、大豆、パーム油といった商品作物に関する包括的なリスク情報を紹介するサイトです。EUTR における監視団体（Monitoring Organization）の一つで認証機関でもある Preferred by Nature（前 NEPCo、以下「PbN」という。）が運営しています。本サイトは、オーストラリア政府による木材輸入事業者に対する情報提供サイトでも紹介されています。

【掲載されている情報の概要】


PbN は木材に関して 67 か国を対象に EUTR の適用法令やデュー・デリジェンスの基準に基づいた独自の手法により、木材合法性リスクアセスメント（Timber Legality Risk Assessment）を実施しています。その結果概要が国別ページに整理されています。リスクは定量的に評価されており、また確認されたリスクに関して当該国の状況を踏まえた緩和措置も提供しています。

国別ページは、「CONTRY OVERVIEW（国概況）」、「VERIFY YOUR SUPPLY CHAIN（貴社のサプライチェーン検証）」、「RISK OVERVIEW（リスク概況）」、「RISK MITIGATION（リスク緩和）」の4つのタブで構成されています。

「CONTRY OVERVIEW（国概況）」タブでは、定量的な Risk Score（リスク点数）、特定されたリスクの数が表示されていて、木材合法性リスクアセスメント結果報告書、リスク緩和ガイド、適用法令一覧、証明書等ガイドの4種の文書が提供されています。また、木材の由来別の説明（Description of source types）、武力衝突/紛争状況（Armed Conflicts）、EU との自主的・二国間協定の状況（Voluntary Partnership Agreement）、森林認証制度取得状況（Certifications）、伐採や貿易等の禁止・制限事項（Bans & Restrictions）、リスク樹種（Risk Species）などの項目についての概略が示されています。なおリスク樹種の項目にはワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora：CITES）附属書掲載樹種の有無や IUCN レッドリストの評価などが掲載されています。「CONTRY OVERVIEW（国概況）」以外の3つのタブでは実践的なリスクに関する

る情報や管理手法が参照できます。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	<p>https://sourcinghub.preferredbynature.org/</p> 
共通	<p>➔ View Risk Profile（リスク概略を見る）の赤の*印のついた Commodity（商品作物）のプルダウンメニューから Timber（木材）を選択し、Country of harvest（伐採国）から知りたい国名を選択し、View Details（詳細を見る）ボタンを押すと国別情報ページが表示される。</p>
チェックリスト 2 2(1)	<p>◎法令に適合して伐採されたことを証明する書類名等が確認できる。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files（ファイルのダウンロード）」から文書名が「(国名) TIMBER List of App Legislation（木材：適用法令一覧）」を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 同文書には EUTR の 5 つの適用法令分野に沿って、各基準に該当する法令名が記載されている <p>または、以下の手順で木材合法性リスクアセスメント文書を入手する。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files（ファイルのダウンロード）」から文書名が「TIMBER（国名）Risk-Assessment（木材：リスク評価）」を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「D. Legality Risk Assessment（合法性のリスク評価）」章は EUTR に対応した以下の節に分けられ、各節の「Risk determination（リスク判定）」における「Overview of Legal Requirements（法的要求事項の概要）」に法令に適合して伐採されたことを証明する書類名等が記載されている。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ Legal Right to Harvest（合法的な伐採の権利） ◇ Taxes and Fees（諸税・手数料等） ◇ Timber Harvesting Activities（木材伐採施業） ◇ Third Parties Right（第三者の権利） ◇ Trade and Transport（貿易・運輸）
2(5)	<p>◎調達した木材等について、どの森林区分に由来するか、どのような事業者が関与するか等の情報が確認できる。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files（ファイルのダウンロード）」から文書名が「TIMBER（国名）Risk-Assessment（木材：リスク評</p>

	<p>価)」を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「C. Overview of the forest sector (森林分野の概況)」章において、当該国の森林区分、木材生産や輸入の状況が掲載されている。
4(1)b	<p>◎EU との VPA 交渉の状況が示されており、違法伐採対策に関する状況が確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページ中段の Voluntary Partnership Agreement (自主的二国間協定) の項目に VPA 交渉に関する情報が記載されている。
4(2)	<p>◎違法伐採のパターンが示されている場合があり参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページ内の「About (国名)」の項目に国概況が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 違法伐採または合法性リスクに関する記述として違法伐採の状況やパターンなどが記述されている場合がある。 <p>◎違法伐採の具体的な事例が掲載されていて参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページの上段にある「Download files (ファイルのダウンロード)」から文書名が「TIMBER (国名) Risk-Assessment (木材：リスク評価)」を入手する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「D. Legality Risk Assessment (合法性のリスク評価)」の各節の「Risk determination (リスク判定)」における「Description of Risk (リスク内容)」の項目。
5(3)b	<p>◎規制対象になっている樹種が示されていて参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページ中段の Risk Species (リスク樹種) の項目に CITES 附属書掲載樹種や IUCN レッドリストの評価が記載されている。
5(6)	<p>◎特定の種に関する違法伐採の具体的な事例が掲載されており参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページの上段にある「Download files (ファイルのダウンロード)」から文書名が「TIMBER (国名) Risk-Assessment (木材：リスク評価)」を入手し、「D. Legality Risk Assessment (合法性のリスク評価)」章の以下を参照する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1.9. 「Protected sites and species (保護地域及び樹種)」 ➤ 1.20. 「CITES (ワシントン条約附属書の掲載樹種)」 ➤ 1.20.5. 「Risk determination (リスク判定)」における「Description of Risk (リスク内容)」
チェックリスト 3(1)	<p>◎各国で想定されるリスク緩和措置が紹介されており参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページの上段にある「Download files (ファイルのダウンロード)」から文書名が(国名) TIMBER Risk Mitigation Guide (木材リスク緩和ガイド)」を入手し、参照する。

4) FSC リスク評価プラットフォーム (FSC Risk Assessment Platform)

【情報サイトの概要】


国際的な森林認証制度の一つ、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) が提供しているリスク評価に関する情報プラットフォームです。FSC 認証制度の規格の一つ「FSC 管理木材の調達に関する要求事項 (FSC-STD-40-005)」を適用する際に参照するサイトとして設けられ、リスク評価書に含まれるリスクの説明と対応についての要約を見ることができます。リスク評価書は FSC ドキュメントセンターから入手できます。これらの世界 60 か国のリスク評価情報は、同認証取得の有無にかかわらず各国のリスク情報の確認に活用可能です。

【掲載されている情報の概要】

FSC では、取扱いを許容できない供給源として、管理木材カテゴリーと呼ばれる以下の 5 基準 33 指標が設けられており、サイトには、各国における各指標に関するリスク評価結果が掲載されています。

- 1) 違法に伐採された木材
- 2) 伝統的権利及び人権を侵害して伐採された木材
- 3) 管理活動により高い保護価値(High Conservation Value : HCV)が脅かされている森林からの木材
- 4) 人工林または森林以外の土地利用に転換されている森林からの木材
- 5) 遺伝子組換え樹木が植えられている森林からの木材

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://connect.fsc.org/fsc-risk-assessment-platform 
共通	<ul style="list-style-type: none"> ➔ 世界地図が表示され、濃い緑の国が評価対象国。地図の下には各指標の評価一覧表が表示されている。 ➔ 探している国を世界地図から選択するか、一覧表を上下にスクロールして探す。一覧表を左右にスクロールすることですべての指標の評価を確認できる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 表中の評価にカーソルを置くと「Go to risk description summary (リスク説明の概要へ進む)」が表示され、選択すると詳細な説明が確認できる。

	<p>または、以下の手順でリスク評価文書入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ プラットフォームページの冒頭の説明中にある「FSC document Centre (文書センター)」のリンクから Document Centre ページへ移り、画面下方の検索欄の左側のプルダウンメニューから「Controlled Wood Risk Assessment (CW) (管理木材リスク評価)」を選択し、右端の検索マークをクリックする。検索結果が画面下に表れるため画面をスクロールする。 ➤ 検索結果は 3 列 (「Type (種類)」、「Doc. Code (文書コード)」、「Doc. Title (文書名)」) の表で表示される。 ➔ 右側の「Doc. Title (文書名)」列に国名を含む書類名が明記されるため、確認したい国名を含む書類を選ぶ。検索名の際に対象国名などを入力すると、絞込みが容易。 ➤ 各国資料の冒頭に「Risk designations in finalized risk assessments (最終リスク評価におけるリスク判定)」としてリスク評価の一覧表が掲載されている。 ➤ 表では「Low risk (低リスク)」、「Specified risk (特定リスク)」、「N/A (評価なし)」で評価結果が示されている。
<p>チェックリスト 2 2(1)</p>	<p>◎当該国における適用法令等を参照可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.1~1.21 を参照する。(文書の場合) ➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。
<p>4(2)</p>	<p>◎「Specified risk (特定リスク)」と評価されている場合、その説明と根拠資料が記されており、伐採国又は地域における違法伐採や違法行為等の有無、懸念点を参照可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.1~1.21 を参照する。(文書の場合) ➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。
<p>5(3)a</p>	<p>◎該当する樹種に関して参照可能。また「Specified risk」と評価されている場合、その説明と根拠資料が記されており、伐採国又は地域における違法伐採や違法行為等の有無、懸念点を参照可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.9 を参照する。(文書の場合) ➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。 ➤ 指標 1.9 「Protected sites and species (保護地域と樹種)」の欄に伐採

	<p>国又は地域における保護・保全対象のエリアや種に関する国内法令や制度についての記述や根拠資料が示されている。</p> <p>◎記載情報は遺伝子組換え樹種に関することながら、一部リスク評価に参照可能。</p> <p>➔ Cat.5 (カテゴリー5) の Indicator (指標) 5.1 を参照する。 (文書の場合)</p> <p>➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 5: Wood from forests in which genetically modified trees are planted (管理木材カテゴリー5: 遺伝子組換え樹木の植林地に由来する木材)」を参照する。</p>
5(3)b	<p>◎該当する樹種が禁止の対象かどうかの確認において参考にできる。</p> <p>➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.9 を参照する。 (文書の場合)</p> <p>➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。</p> <p>➤ 指標 1.9 「Protected sites and species (保護地域と樹種)」の欄に伐採国又は地域における保護・保全対象のエリアや種に関する国内法令や制度についての記述や根拠資料が示されている。</p>

5) 違法森林減少と関連取引リスク (Illegal Deforestation and Associated Trade (IDAT) Risk)

【情報サイトの概要】

米国に拠点を置く NGO フォレスト・トレンドズ (Forest Trends) が運営するサイトです。フォレスト・トレンドズの活動分野は森林、気候、地域コミュニティ、水、生物多様性、投資、農業など多岐に渡りますが、違法伐採関連では、EU と中国との自主的二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement: VPA) に関する対話に関与するなど、各国政府との連携した政策形成にも寄与しています。


違法な森林減少及び関連する取引について、木材・木材製品のみならず、森林減少リスクを伴う農産物を対象にして、国ごとにまとめられたリスク情報、211 の国・地域を対象とした違法伐採と関連取引リスクデータツール、及び調査報告書等を提供しています。また EUTR に関連してミャンマー、ベトナム、カンボジア、タイ、ラオスなどインドシナ諸国に関する調査報告や関連情報も提供しています。

【掲載されている情報の概要】

木材・木材製品を調達する際の、国別のリスク評価の初期段階を円滑にするために設計

されたツールとして、以下の3つが提供されています。21か国の木材の合法性に関する国別サマリーが提供されており、合法性に関するリスク、リスクの高い製品・樹種、輸出製品や貿易相手国の統計情報、解説などの項目でまとめられています。次に、世界の違法伐採と関連取引データツール（Illegal Logging and Associated Trade (ILAT) Risk Data Tool）では、211の国・地域の木材取引データと主要なリスク指標に基づき、サプライチェーンに違法木材が入り込むリスクを確認できます。また、各国に関するフォレスト・トレンドの調査報告や森林セクターおよび違法森林減少に関するメディア情報等が紹介されています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.forest-trends.org/idad/ 
チェックリスト 4(1)a	<p>◎政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性や、閲覧・入手の可能性の把握に活用できる。</p> <p>➔ IDAT Risk のトップページから、探したい国を選択すると国別ページが表示される。各国の色は、リスクの程度を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国別ページには「Risk score（リスクの点数）」、「Risk profile（リスクの程度）」、「Conflict state（紛争状態）」、「Import regulation（輸入規制）」などの項目ごとの評価が示されている。 <p>または、以下の手順で確認する。</p> <p>➔ トップページの世界地図の下に「Country ILAT risk score（国別違法伐採・関連取引貿易リスクスコア）」の表が表示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 表は「Country（国）」、「ILAT risk score（違法伐採・関連取引リスクスコア）」、「Risk profile（リスクの程度）」の項目がある。 ➤ 表の一番上に「Country search」と記載されている検索欄があり、国名を入力して検索すると、評価結果を確認できる。
4(2)	<p>◎伐採国における合法性リスクとして違法伐採や違法行為等に関する情報を得られる。</p> <p>➔ IDAT Risk のトップページの世界地図から国を選択すると国別ページが表示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国ページの中ほどに「Country dashboards（国別サマリー）」、「Legality risk（合法性リスク）」、「Latest updates（最新情報）」の項目がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「Legality risk (合法性リスク)」の右にある三角マーク (▼) を選択すると、違法伐採や違法行為等に関する情報が記載されている。または、以下の手順で確認する。 ➔ 国別ページの国名の右に「Download Country Dashboard (国別サマリーのダウンロード)」が表示されていれば、国別サマリーを入手できる。 ➤ 国別サマリーの「Timber Legality」の項目において違法伐採や違法行為等に関する情報が記載されている。
5(3)a	<p>◎当該国に分布している樹種に関するリスク情報を得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページの国名の右に「Download Country Dashboard (国別サマリーのダウンロード)」が表示されていれば、国別サマリーが入手できる。 ➤ 国別サマリーの「Summary of highest species-level risks (リスクの高い樹種に関するサマリー)」の項目において、その国の樹種でワシントン条約附属書掲載樹種や、その国に輸入されている樹種でリスクの高いものに関して記述されている。
5(3)b	<p>◎当該国に分布している樹種、および当該国で取引／輸入されている樹種に関するリスク情報を得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページの国名の右に「Download Country Dashboard (国別サマリーのダウンロード)」が表示されていれば、国別サマリーが入手できる。 ➤ 国別サマリーの「Summary of highest species-level risks (リスクの高い樹種に関するサマリー)」の項目において、その国の樹種でワシントン条約附属書掲載樹種や、その国に輸入されている樹種でリスクの高いものに関して記述されている。
5(6)	<p>◎当該国に関する各種メディアのニュースやレポートなど最新情報から、違法伐採や対象となった樹種に関する情報を得られることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国ページの中ほどに「Country dashboards (国別サマリー)」、「Legality risk (合法性リスク)」、「Latest updates (最新情報)」の項目がある。 ➤ 「Latest updates (最新情報)」の右にある三角マーク (▼) を選択すると、各種メディアで報じられた最新ニュースやレポートが紹介されている。

6) オープン・ティンバー・ポータル (Open Timber Portal)

【情報サイトの概要】


国際的なシンクタンク機関の世界資源研究所 (World Resource Institute : WRI) が運営するサイトです。カメルーン共和国 (Republic of Cameroon)、中央アフリカ共和国 (Central African Republic : CAR)、コンゴ共和国 (Republic of Congo)、コンゴ民主共和

国 (Democratic Republic of the Congo : DRC)、ガボンのアフリカ 5 か国に関する情報を提供しています。日本語のページも提供されています。

【掲載されている情報の概要】

対象 5 か国の政府、森林経営・木材生産事業者、NGO、第三者森林監査機関がそれぞれ提供するデータが掲載されています。A「森林経営・木材生産事業者の透明性ランキング」では、掲載されている生産事業者のコンセッションの位置が地図上で確認でき、各事業者が所有する伐区 (Forest Management Units : FMU) 数や森林認証の取得状況なども確認できます。B「事業者プロフィール」では、各事業者をイニシャルで検索できるようになっており、各事業者のページでは、同事業者から提供されている各種データ、証明書類等が確認できます。C「データ観察」では、掲載されているデータ全体、または各カテゴリーで見ることができ、リスクの度合についても確認できます。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://opentimberportal.org/ 
チェックリスト 2 2(1)	<p>◎法令に適合して伐採されたことを証明する書類が確認できる。</p> <p>➔ A「Visualize Ranking (ランキングの可視化)」を選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 画面右には地図上で各国の伐採コンセッションの位置や分布が示されます。画面左には Transparency Ranking (透明性ランキング) という一覧に地図上に示されている各伐区の詳細が示される。 ➔ 画面右の地図上で内容を知りたいコンセッションを選択、または画面左の一覧から事業者名を選択すると、各事業者プロフィールのページに移る。 ➤ 各事業者の概要ページでは、「Overview (概要)」、「Documentation (文書)」、「Observation (観測)」、「Forest management units (伐区)」のタブがある。 ➤ 「Observation (観測)」には事業者の概要が記されている。 ➤ 「Documentation (文書)」には各種法令に関する書類が確認できる。
チェックリスト 3 3(2)	<p>◎近年伐採が行われた場所が確認できる。</p> <p>➔ A「Visualize Ranking (ランキングの可視化)」で、対象とする伐採コンセッションを図中から探す。</p>

7) グローバル・フォレスト・ウォッチ (Global Forest Watch)


【情報サイトの概要】

WRI が運営する世界の森林伐採状況や様々な土地利用情報のオンラインプラットフォームです。オーストラリア政府の木材輸入事業者に対する情報提供ページでも紹介されています。

【掲載されている情報の概要】

全世界の森林の 2000 年以降の森林減少、増加、森林火災など森林の変化について衛星データ等を活用した地理情報システム (GIS) に基づく分析結果を公表しています。また FOREST CHANGE (森林変化)、LAND COVER (土地被覆)、LAND USE (土地利用)、BIODIVERSITY (生物多様性) などのカテゴリーごとに複数のレイヤーが用意されており、森林の推移・変化を複合的に分析することができます。例えば、LAND USE (土地利用) カテゴリーには Logging concessions (伐採コンセッション) や Wood fiber concessions (植林プランテーション)、Protected areas (保護地域)、が、BIODIVERSITY (生物多様性) のカテゴリーには Biodiversity Hotspots (生物多様性保全に重要な地域) などのレイヤーが用意されています。なお、各レイヤーとも対象国や地域が限られているケースもあるため、注意が必要です。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.globalforestwatch.org/ 
チェックリスト 3(2)	<p>◎関心のあるコンセッション等で対象とする年に伐採が行われた場所が確認できる。</p> <p>➔ 「MAP (地図)」を選択すると全世界の白地図が表示されます。画面左の「FOREST CHANGE (森林変化)」の「Tree cover loss (樹冠被覆減少)」を選択すると、2001 年以降の各年に伐採が行われた場所を表示される。「LAND USE (土地利用)」の「Logging concessions (伐採コンセッション)」「Wood fiber concessions (木質繊維コンセッション)」を選択すると、各国の伐採コンセッション、植林プランテーションの場所が表示される。</p> <p>➔ マウスで選択することによって事業者名の情報が得られる。</p>

8) 腐敗認識指数 (Corruption Perception Index)

【情報サイトの概要】

国際 NGO トランスペアレンシーインターナショナル (Transparency International) が運営・提供する情報サイトです。腐敗認識指数 (CPI) は、欧州委員会の EUTR に関するガイダンス文書⁴や、オーストラリア政府の木材輸入事業者に対する情報提供ページにおいてリスク評価のための有益な指標として示されており、ドイツやオーストラリアの業界団体のデュー・デリジェンスマニュアル等でも活用されています⁵。

【掲載されている情報の概要】

世界 180 개국・地域の公共部門の腐敗度合いについて、国際機関などが定期的に公表している 13 種類のデータに基づき評価しています。例えば、World Bank Country Policy and Institutional Assessment (世界銀行の国別政策・制度評価)、World Economic Forum Executive Opinion Survey (世界経済フォーラム経営者意識調査)、IMD World Competitiveness Center World Competitiveness Yearbook Executive Opinion Survey (IMD 世界競争力センター世界競争力年鑑経営者意見調査)などを指標として活用しており、各評価手法や参照データも公表されています。評価結果 (CPI スコア) は 0 (非常に腐敗している) から 100 (非常にクリーン) の範囲で示されています。


CPI スコアは、その国における違法伐採の有無を直接的に示しているわけではありませんが、合法性証明書や伐採許可証等、政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性を推し量ることに活用できます。例えば、CPI スコアが低い国においては、脆弱なガバナンスゆえ、伐採の許認可手続きにおける汚職行為のリスク、証明書類の信頼性のリスク等が考えられます。

⁴ [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C\(2016\)755_0/de00000000356129?rendition=false](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C(2016)755_0/de00000000356129?rendition=false)

⁵ 平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 追加的措置の先進事例収集事業報告書< <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>>

令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業報告書オーストラリア<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_7.pdf>

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.transparency.org/en/cpi 
チェックリスト 2 4(1)	<p>◎CPI スコアから、政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性や、閲覧・入手の可能性の把握に活用できる。</p> <p>➔ トップページを開くと「CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX（汚職腐敗認識指数）」の隣にプルダウンメニューで「年」が選択できますので、確認したい年を選択する。</p> <p>➔ そのページの左側に「Search（検索）」欄があり、国名を検索欄に入力することでその CPI スコアが確認できる。</p>

9) IUCN 絶滅危惧種レッドリスト（Red List of Threatened Species）

【情報サイトの概要】

国際 NGO 国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources：IUCN）が運営・提供する情報サイトです。

【掲載されている情報の概要】

木材の樹種を含む 41,000 種を超える動植物等に関して絶滅危惧の有無について評価結果を紹介しています。そのほか、当該種の分布域や資源量の増減傾向、生態、脅威、用途・流通などに関する情報も記載されています。

基本的に学名での検索となりますが、樹種によっては一般名称や市場で流通している通称でも検索可能です。また検索結果からは、その樹種の分布する国又は地域、植林がされている国又は地域といった情報も得ることができます。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.iucnredlist.org/ja 

<p>チェックリスト 2 5(3)a</p>	<p>◎該当する樹種の分布する国又は地域、植林がされている国又は地域といった情報が確認できる。</p> <p>➔ トップページにある検索欄 (Names – common, scientific, regions etc (種名-一般名、学名、地域等) と記載されている欄) に木材樹種の学名または商業 (商用) 名を入力し、検索結果から該当樹種を選択する。</p> <p>➔ 例えばスギの場合、事前に検索サイト等を使って「スギ 学名」というキーワードで検索をすると、「Cryptomeria japonica」が学名であることがわかるので、これを入力する。</p> <p>➤ 「Geographic Range (地理的範囲)」の「NATIVE Extant (resident) (固有 現存 (生息))」に日本 (本州、小笠原、四国) という情報が記載されている。</p> <p>➔ 例えばチークの場合、事前に検索サイト等を使って「チーク 学名」というキーワードで検索をすると「Tectona grandis」が学名であることがわかるので、これを入力し、検索結果から該当樹種を選択する。</p> <p>➤ 「Geographic Range」の「NATIVE Extant (resident) (固有 現存 (生息))」には原産国が記載されている。(インド、ラオス、ミャンマー、タイ)</p> <p>➤ 「Geographic Range (地理的範囲)」の「Extant & Introduced (resident) (現存 導入 (生息))」には植林されている国が記載されています。(アンゴラ、ベリーズ、ベニン、カンボジア、コスタリカ、エルサルバドル、赤道ギニア、ガンビア、ホンジュラス、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ニカラグア、パナマ、スリランカ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ボリビア、ベトナム)</p>
----------------------------	--

10) フェアウッド・パートナーズ


【情報サイトの概要と掲載されている情報の概要】

国際環境 NGO FoE Japan と地球・人間環境フォーラムが共同で運営するフェアウッド・パートナーズが提供する情報サイトです。「森林の見える木材ガイド」では、既存の樹種特性情報に独自の環境視点の指標を加え、樹種ごとにレーダーチャートで評価結果を紹介しています。

「クリーンウッド法に対応する木材デュー・デリジェンスのための実践情報」では、合法性確認のための木材デュー・デリジェンスのステップである「情報収集」、「リスク評価」、「リスク緩和措置」の 3 つを紹介しています。また国別リスク情報では、中国、マレーシア・サラワク州、ルーマニア、ベトナム、インドネシアといったリスクが高いとさ

れる生産国、かつ日本市場とのつながりの深い生産国を取り上げ、伐採に関する概要を紹介しています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://fairwood.jp/ 
チェックリスト 2 4(2)	<p>◎リスクが高いとされる国における違法伐採の事例が掲載されている。</p> <p>➔ トップページのメニューから「資料・情報」にマウスを置き、表示されるメニューから「01. 木材デュー・デリジェンス」を選択する。</p> <p>➤ 画面中ほどの「国別リスク情報」の欄に各国における違法伐採の事例が掲載されている。</p>
5(6)	<p>◎伐採国又は地域において違法伐採事例が確認されている樹種かどうか、参照できる。</p> <p>➔ トップページのメニューから「資料・情報」にマウスを置き、表示されるメニューから「森林の見える木材ガイド」を選択する。</p> <p>➔ 木材樹種名を五十音別、産地別、用途別（住宅建築の場合）、一覧表の4通りから検索できる。</p> <p>➤ 各樹種のページにおいて「環境評価」の項目でその樹種の分布域、天然木／植林木について、IUCN レッドリストの評価結果、また樹種によっては違法伐採の対象の有無などについて情報が記載されている。</p>